2018
10
NO.213

「税と暮らしを考える」広報誌

えどがわきた

「生きる」を創る。
Aflac
会員様ですとアフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。
0120-777-596
（一社）江戸川北青色申告会担当代理店
吉田保険サービス

発行：一般社団法人江戸川北青色申告会　〒132-0025　江戸川区松江 2-23-13　TEL03（3656）0621　FAX03（3656）1104

決算サポートが始まります

今後のスケジュール

決算相談を 45 分間で終了するために

小まめなご相談を

職員の指名が行なえます			職員の指名は行なえません
10 月	**11 月～ 12 月**	**12 月～ 1 月**	**1 月～ 3 月**
仮決算相談がスタートします。1 月～ 3 月の決算相談にむけて確認を行いましょう。 10 月中に相談を行いますと、決算相談期のご予約が早期に行えます。一年に一度のご相談ではなく仮決算の相談にお越しください。	決算相談（1 月～ 3 月期）の予約開始になります。専用申込書でお申込みください。 11 月以降も仮決算相談は行っております。また会計ソフトで記帳されている方は、12 月までに一度ご相談ください。繰越作業等の確認をさせていただきます。	年末調整サポートは 1 月 21 日（月）までとなります。年末調整サポートは決算相談期には承れません。期限までにお早めにご相談ください。また、年内ご相談をされていない方、再度決算前の確認がある方は、最終のご相談にお越しください。	1 月 23 日（水）より完全予約制となります。当日ご予約がない方は、受付にて予約枠の空きあればご予約できます。（電話不可）受付順相談は 2 月土曜日となります。ご予約は年内 12 月までになりますのでお早めにご予約ください。

平成 30 年分の決算書作成に向けて、仮決算にお越しください

10 月～ 1 月 21 日の期間は何度でもご相談が行なえます。ご相談は事前にご予約ください。

仮決算の主な相談内容

- 平成 30 年分の帳簿確認、集計表の作成会計ソフトの入力確認
- 減価償却資産の新規登録、除却、売却の処理
- 扶養家族の登録変更や所得控除に関する確認
- マイナンバーカードに関する相談・確認

マイナンバーカードの取得を!!

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方は

青色申告会へマイナンバー通知ハガキ（右）をお持ち頂ければ、申請手続きができます。
ぜひご利用ください。

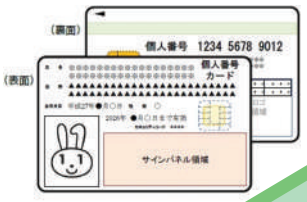

お知り合いの個人事業主様をご紹介ください

会員増強キャンペーン

会員増強キャンペーンは
10月1日～12月31日です。

①お近くで新規開業された方、まだ入会されていない方へ申告会の利用体験をお話しください。

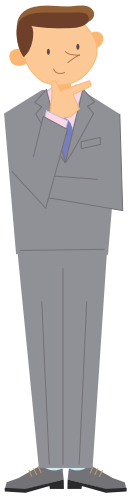

②ご紹介いただける方がいらしゃいましたら、青色申告会までご連絡ください。

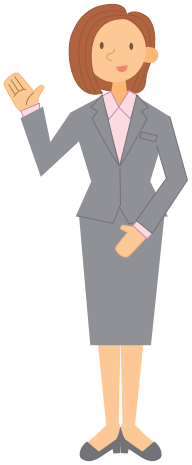

期間中のご紹介で入会された正会員の方には、
会員増強キャンペーンとして

★ **青色申告会特製クリアブック**

★ **記帳お役立ちグッズ**

キャンペーン期間中は、地域の役員の皆様も新規の会員加入のためのチラシ等の配布を行います。ぜひお近くの役員の皆様へお声をかけてください。

10月より11月まで非会員に対する無料記帳相談＆会計ソフト体験会が行われます。江戸川区内の町会信用金庫、区役所、税務署に掲示されます。ご紹介ください。

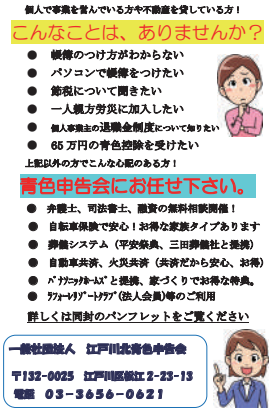

新規入会者説明用チラシ

無料記帳相談ポスター

やよい青色申告をご利用中の方　バージョンをご確認ください

ご相談いただけるやよいシリーズのバージョンは 19・18・17 となります。
これ以外のバージョンは対応ができない場合もございます。バージョンアップ手続きを行うかツカエル青色申告へお切り替えください．
USB のセキュリティチェックを致します。セキュリティチェックには 5 分少々のお時間を頂戴いたします。決算相談期の相談時間は 45 分となりますので事前にご相談ください。
平成 31 年 4 月より「やよい青色申告」をご利用の方にも会計ソフト指導料を領収いたします。
詳しくは事務局までお尋ねください。

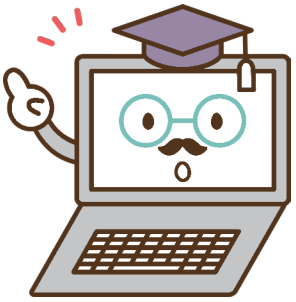

月岡温泉に行ってきました～会員研修旅行～

九月九日（日）～九月十日（月）に会員研修旅行が行われ、総勢八十四名の方々にご参加いただきました。

往路のバス車内では相続についての研修が行われ、法が改正された事もあり皆さま大変熱心に耳を傾けていらっしゃいました。

その他西福寺や市島邸において、荘厳な彫刻や豪邸を見学しました。

あいにくの雨模様でしたが車中はゲーム等で盛り上がり、皆さまに楽しんでいただけた旅となりました。

次回も是非ご参加ください。

▲ホテルによるショー

▲西福寺開山堂

▲ホテル清風苑にて

▲市島邸の説明を聞く

▲市島邸の帳簿

専門家による
無料相談会のお知らせ

ご予約ください
TEL 03-3656-0621

税理士相談会

東京税理士会江戸川北支部の
税理士先生と個別に
税に関する相談が行えます。

相談日	予約時間
10月3日（水）	① 10：00
	② 11：00
11月7日（水）	③ 13：00
	④ 14：00
12月5日（水）	⑤ 15：00
1月9日（水）	⑥ 16：00

司法書士融資相談会

司法書士先生と
個別に相談が行えます。
事業継承や相続登記にご相談に

相談日	予約時間
10月 9日（火）	① 10時台
	② 11時台
11月13日（火）	③ 13時台
	④ 14時台
12月11日（火）	⑤ 15時台
1月 8日（火）	

相談時間は30分毎となります。

江戸川都税事務所からのお知らせ

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対 象 者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金１億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、３年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） ＊空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） ＊照明設備（蛍光灯照明器具（平成３１年１月４日より指定対象から除外）、ＬＥＤ照明器具、ＬＥＤ誘導灯器具） ＊小型ボイラー設備（小型ボイラー類） ＊再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減 免 額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の２分の１を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の２分の１が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）平成３３年３月３０日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）平成３２年１２月３１日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局　環境減税　検索　詳しい案内やＱ＆Ａも掲載しています。

【お問い合わせ先】

●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
- 所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
- 主税局課税部法人課税指導課　（法人事業税班）　03-5388-2963
- 主税局課税部課税指導課　（個人事業税班）　03-5388-2969

●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）　03-5990-5091

SDH

きみの未来をサポート

昭和第一高等学校
【同窓会江戸川支部(昭窓会)】

〒113-0033
東京都文京区本郷1-2-15
TEL:03-3811-0636
FAX:03-3814-7985
【募集人員】
[普通科] 特進コース 男女:　40 名
[普通科] 進学コース 男女:　240 名

移転先を探しています。

平成 30 年度、江戸川北青色申告会は会員の皆様が利用しやすい場所への移転を検討しております。江戸川北税務署管轄内で駅より徒歩 10 分圏内、50 坪程度の土地を探しております。相続や事業計画の際に、土地の譲渡を検討される場合には、一度当会へご相談ください。